

(平成24年3月22日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 6 件 |
| 国民年金関係                        | 2 件 |
| 厚生年金関係                        | 4 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 8 件 |
| 国民年金関係                        | 4 件 |
| 厚生年金関係                        | 4 件 |

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から50年3月まで  
② 昭和52年3月

私は、母親から勧められ、昭和50年3月頃に国民年金の加入手続を行い、その時に、それまで未納となっていた3年分の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したのに、申立期間①の3年分の保険料が未納とされている。

また、国民年金に加入してから、国民年金保険料はきちんと納付し、未納にした記憶はないので、申立期間②の保険料についても納付したはずである。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和50年3月頃に国民年金の加入手続を行ったところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、53年4月頃に払い出されたものと推認できることから、申立人の国民年金加入手続は、この頃に行われたものと認められる。

2 申立期間②について、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人は、厚生年金保険被保険者期間の昭和51年7月から52年2月までは国民年金被保険者資格を喪失している一方、国民年金加入手続時点において、申立期間②は、国民年金被保険者期間であったことが確認でき、当該期間直後の国民年金保険料が53年5月にまとめて過年度納付されていることを踏まえると、当該期間のみ未納とすることは不自然であり、当該期間の保険料は、その直後の過年度納付された保険料と同様に、納付されたものとするのが自然である。

3 申立期間①について、国民年金加入手続時点において、当該期間の国民年金保険料は時効により納付することができなかったものと考えられる上、申立人は、昭和50年4月から53年3月までの3年間の国民年金保険料について、厚生年金保険被保険者期間及び申立期間②を除き、遡って2回に分けて過年度納付していることが特殊台帳により確認でき、当該過年度保険料は、国民年金加入手続が行われた頃に納付されたものと推測できる。

また、申立人は、国民年金加入時以外に遡って国民年金保険料を納付したことはないとしていることから、申立人の「3年分の保険料を遡ってまとめて納付した。」とする記憶は、昭和50年4月から53年3月までの期間のうち、保険料が納付済みとなっている期間の保険料納付の記憶であったものと考えられる。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から平成元年5月まで

申立期間のうち、A社に勤めていた当時の国民年金保険料については、給与から天引きされ、納付は会社が行ってくれていた。

昭和58年に同社を退職し、B業を自営してからの国民年金保険料は、国民健康保険料と一緒に私が納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間のうち、A社で働いていた期間の国民年金保険料については、同社が給与から天引きの上、納付してくれていたとしているところ、雇用保険被保険者記録により、申立人が昭和48年9月1日から58年7月20日まで同社に勤務していたことが確認でき、申立人が所持する49年1月から同年9月までの納付済期間の保険料領収証書と、同社における申立人の複数の元同僚の領収証書との納付場所及び納付日が一致していることから、申立人に代わって同社本店が保険料を納付してくれたとする申立人の申立内容に不自然さは無い。

また、国民年金保険料が未納となっていた昭和48年4月から49年9月までの申立人の年金記録について、申立人が所持していた国民年金手帳及び保険料領収証書に基づき納付済みとする訂正処理が、平成23年4月11日に行われており、申立人の記録が適切に管理されていなかった状況がうかがえる。

2 申立期間のうち、昭和49年10月から同年12月までについて、申立人は、A社本店からC店に転勤となり、同年6月頃に数人の元同僚と一緒にC市に転居し、同市内の同社の独身寮に居住していたとしているところ、申立人と

一緒に同社C店に転勤した元同僚二人の当該期間の保険料が納付済みとなっており、そのうちの一人が所持する領収証書により、当該期間の保険料がD県E市の納付書で同年11月2日に納付されていることが確認でき、当該期間の保険料は同社本店が納付したものと推認できることから、申立人の当該期間の保険料についても、その元同僚らの保険料と一緒に同社本店が納付していたものと考えても不自然ではない。

3 申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までについて、申立人は、国民年金に係るC市への住所変更手続及びA社の独身寮に居た期間の国民年金保険料の納付は、同寮の管理人が行ってくれたとしているところ、i) 申立人及び同寮で申立人と一緒であった元同僚一人の国民年金手帳において確認できる同寮への住所変更日が、同一日の49年10月12日であることから、申立人とその元同僚の住所変更手続は一緒に行われたものと推認できること、ii) その元同僚が所持する保険料領収証書により、当該期間の保険料が同市の納付書で50年1月29日付けで納付されたことが確認できること、iii) その元同僚は、同市への住所変更手続及び当該期間の保険料納付を自身で行った記憶はなく、同寮の管理人が行ってくれたと思われる旨を証言していることから、申立人の当該期間の保険料についても、当該管理人により納付されたと推測することに不自然さは無い。

4 一方、申立期間のうち、昭和50年4月以降の期間については、元同僚らの納付状況及び証言等から、i) 50年4月頃に、A社C店の独身寮に入寮したとする元同僚は、「自分が入寮した時、既に管理人はいなかった。」としており、申立人に代わって国民年金保険料を納付してくれていたとする同寮の管理人は、申立人が居住していた途中で辞め、同年同月以降は同寮に管理人がいなかったと考えられること、ii) 同社C店では、従業員の保険料を本人に代わって納付することは行っていなかったと推測されること、iii) 同社の従業員に係る婚姻後の保険料は、従業員自身で納付していたものと推認できること、iv) 申立人は、同社を退社した58年7月より以前は、自身が保険料の納付に関与することはなかったと述べていること、v) 申立人は、同社退職後は、自分で保険料を納付していたはずだとしているが、申立人に保険料納付に係る具体的な記憶がないこと、vi) 50年4月から平成元年5月までの期間において、申立人は複数回転居しているが、国民年金に係る住所変更の手続を行っていた形跡が見当たらないことなどから、申立人が当該期間の保険料を納付していたものとは考え難い。

また、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和 49 年 10 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①に係る標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成6年5月13日であると認められることから、申立期間②の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、44万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月1日から6年3月31日まで  
② 平成6年3月31日から同年5月13日まで

A社に勤務していた申立期間①については、給与が下がった記憶がないにもかかわらず、厚生年金保険の標準報酬月額が引き下げられている。給与に見合った正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

申立期間②については、A社が倒産した平成6年5月12日頃まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年3月31日になっている。勤務していたのは間違いないので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、44万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成6年3月31日）より後の平成7年2月1日付けで、4年12月1日に遡って24万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所において平成6年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している48人（申立人を除く。）のう

ち 21 人についても、申立人と同様に 7 年 2 月 1 日付けで、標準報酬月額が減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、商業・法人登記簿謄本によると、申立人は、申立期間①において当該事業所の B 職であったことが確認できるが、上記の減額訂正処理は、当該事業所が破産宣告を受けた日から 8 か月以上経過後のことであり、破産手続開始後は、社会保険事務所への届出に必要な代表者印は破産管財人の管理下に置かれることを踏まえると、申立人は上記減額訂正処理に関与していなかったと判断される。

これらを総合的に判断すると、平成 7 年 2 月 1 日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は事実即したものととは考え難く、申立人について 4 年 12 月 1 日に遡って標準報酬月額の減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 44 万円に訂正することが必要であると認められる。

2 申立期間②について、複数の同僚の供述により、申立人は A 社が破産宣告を受けた平成 6 年 5 月 \* 日まで同社に継続して勤務していたことが認められるところ、オンライン記録では同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年 3 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

また、オンライン記録によると、当該事業所は平成 6 年 5 月 19 日付けで、同年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった旨の処理が行われているとともに、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者が申立人のほかに 48 人確認できる。

さらに、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所は、申立期間②において法人事業所であることが確認できることから、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

一方、申立人は、申立期間②において当該事業所の B 職であったところ、当時の給与担当者は、「社会保険事務所との対応は私が行っていたが、当該記録訂正については全く知らなかった。申立人は役員であったので社会保険料の滞納があることは知っていたと思うが、社会保険の手続事務には関与していたとは考えられない。」と供述していることから、申立人が当該資格喪失処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 6 年 3 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の被保険者資格喪失日は、同年 5 月 13 日であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係る A 社における遡及訂正前の平成 6 年 2 月のオンライン記録から、44 万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立期間②について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（11万8,000円）であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を11万8,000円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月1日から57年11月30日まで  
② 平成8年10月から9年3月まで  
③ 平成17年4月から19年7月まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社で勤務していた申立期間①の加入記録が無いとの回答を受けたが、申立期間①において同社で勤務していたことは間違いが無く、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間①について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

また、B社で勤務していた申立期間②及びC社で勤務していた申立期間③の標準報酬月額が支給されていた給与よりも低額となっているので、両申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初11万8,000円と記録されていたが、B社が同保険の適用事業所に該当しなくなった平成9年4月30日より後の同年7月29日付けで、8年10月1日まで遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、商業・法人登記簿謄本によると、申立人は、申立期間②当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できるところ、申立人の標準報酬月額が遡及訂正処理された日より前の平成9年6月30日に代表取締役及びD職を辞任していることが確認できる上、オンライン記録によると、当該処理

日には別の事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できることから、当該標準報酬月額の変及訂正処理に関与していないと判断される。

これらの事実を総合的に判断すると、平成9年7月29日付けで行われた変及訂正処理は事実即ちしたものとは考え難く、申立人について8年10月1日まで遡って減額処理を行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た11万8,000円に訂正することが必要と認められる。

- 2 申立期間①について、申立人がA社のD職であったことが確認できる商業・法人登記簿謄本及び申立人の勤務内容等に関する具体的な供述により、期間を特定することはできないが、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は、申立期間①において、厚生年金保険の適用事業所であった形跡が無い。

また、商業・法人登記簿謄本により、当該事業所は昭和54年12月2日に解散していることが確認できる上、申立期間①当時の事業主であることが確認できる者は連絡先が不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間①当時の同僚4人の名前を挙げているものの、姓のみしか記憶していないことから個人を特定することができず、これらの者から、申立人の申立てに係る事実を裏付ける供述及び資料を得ることができない。

加えて、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間③について、C社の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬額算定基礎届によると、申立人の標準報酬月額は、平成17年4月に、9万8,000円に変更されており、その後、標準報酬月額が変更された形跡が無い。

また、申立期間③当時、給与及び社会保険等の事務担当者であったとする者は、「社長の指示を受けて申立人の給与を減額した。これについて社長からは、申立人が了解していることであると説明を受けた。」と供述している。

さらに、オンライン記録から、申立期間③当時、当該事業所において厚生

年金保険の被保険者であることが確認できる複数の者(上記事務担当者を含む。)に照会したものの、いずれの者からも申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできなかった。

加えて、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、同賞与に係る支給日を平成16年10月22日、標準賞与額を9万6,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年10月

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社から支給された申立期間における標準賞与の記録が無い。

しかしながら、申立期間については、当該事業所から賞与9万6,000円が支給され厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成16年10月に支給されたとしている賞与に係る支給明細書を保管しておらず、また、A社から回答が得られないものの、申立人が保管している同年分給与所得の源泉徴収票、同年1月から同年12月までの給与支給明細書、同年6月及び同年12月の賞与支給明細書から、申立人は同年10月に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記平成16年分給与所得の源泉徴収票において確認できる社会保険料控除額を基に算出した厚生年金保険料控除額から、9万6,000円とすることが妥当である。

なお、平成16年10月の賞与の支給日については、オンライン記録により確認できる15年10月及び17年10月における賞与支払年月日から、16年10月22日とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額については、事後訂正の結果 56 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 50 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（56 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 56 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A社から、平成 21 年 10 月改定の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届が遅延して提出されたため、申立期間の標準報酬月額は年金給付に反映しない記録となっている。厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 50 万円と記録されていたが、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 12 月 1 日に 50 万円から 56 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（56 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（50 万円）となっている。

しかしながら、申立人の申立期間における標準報酬月額については、A社が保管する賃金台帳において確認できる厚生年金保険料額から 56 万円とするこ

とが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料について、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 北海道国民年金 事案 2226（事案 1480 及び 2000 の再申立て）

### 第 1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は、平成 21 年 4 月及び 22 年 11 月に、申立期間の国民年金保険料の納付について第三者委員会に申立てを行ったが、いずれの結論も納付をしていたものと認めることはできないというものであった。

今回、新たな事情として、過去の申立てにおいて、国民年金保険料の「納付」と表現すべきところ「加入」と誤記していたことが分かり、当該用語を訂正することにより申立内容が一変することから、委員会の判断理由には事実誤認があるものと考え再度の検証と審議を要請する。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人は、昭和 36 年 4 月に A 市 B 町内会の民生委員に対し、申立人とその亡母の二人に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとしているが、i) 国民年金手帳記号番号払出管理簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の兄夫婦及び申立人の姉と連番で払い出されていることが確認でき、オンライン記録により、この 4 人は国民年金の強制被保険者資格を 35 年 10 月 1 日に取得していることが確認できることから、申立人の主張には不合理さがみられること、ii) A 市では、「36 年 5 月に納付組織『B 会』が発足していたが、民間人が戸別訪問によって国民年金の加入勧誘を行っていた事実は確認できないとしている上、既に国民年金に加入していた申立人及びその亡母に対し、民生委員が国民年金の加入勧誘を行ったものとは考え難いこと、iii) 申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、当時の具体的な状況は不明であること、iv) 申立人及びその兄夫婦は、昭和 38 年度の保険料から納付していることで記録が一致しており、同年度から保険料納付を開始した状況がうかがえること等を理由として、既に、

当委員会の決定に基づく平成22年3月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、前回の再申立てについて、申立人は、前述の国民年金手帳記号番号とは別に申立人に対して同手帳記号番号が払い出されていたことを主張し、申立人の兄夫婦との国民年金同時加入及び保険料の同時納付を否定している。

しかし、当該手帳記号番号については、国民年金手帳記号番号払出簿の同番号欄に被保険者氏名の記載は無く、誤って払い出されたものとして取消されており、A市の当該手帳記号番号の被保険者台帳においても国民年金保険料の納付に関する記録が一切無いことから、保険料の納付が行われずに取り消されたものと認められ、その払い出しは、保険料の徴収が開始されていなかった昭和36年3月以前であり、申立人とその亡母が同年4月に国民年金に加入し、その場で保険料を納付したとする申立人の主張とは相違することから、当委員会の決定に基づく平成23年5月10日付けで申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとの通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、過去の申立てにおいて、申立人の代理人が申立書を作成するに当たり、国民年金保険料の「納付」と記載すべきところ「加入」と誤記していたとして、当該用語を訂正することにより申立内容が正当なものに一変すると主張しており、昭和36年4月に店舗事務室において、申立人が書類に記入・押印した行為は、国民年金の加入手続ではなく、保険料を納付するための手続であったと述べているところ、一緒に手続を行い、申立人の保険料を納付したとする申立人の母親は既に死亡しているためその状況は不明である。

また、申立人は、A市B町内会の民生委員に国民年金保険料の納付手続及び保険料の納付を行い、その後も亡母が申立人の保険料を納付していたはずとするところ、同地区の町内会及び民生委員が国民年金業務に関わっていたという証言は得られず、国民年金保険料の集金を行っていたことは確認できない。

さらに、申立期間当時に申立人の店舗が所在した市場で、国民年金保険料の納付組織の存在はうかがえず、集金人による保険料の集金が行われていたという証言も得られないことから、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年3月までの期間及び61年4月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月から同年3月まで  
② 昭和61年4月から62年3月まで

申立期間の国民年金保険料が未納とされているが、当時、営んでいた商売の利益が無く、毎年A区役所に行き、自分で免除申請の手続を行っていたと記憶している。

何十年も前のことなので記憶が定かではないが、免除申請の書類が来たときは、必ず書類を持って区役所へ行き手続したと思うが、その際、「継続の手続をしておきます。」と言われたような記憶がある。

申立期間を国民年金保険料の申請免除期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

特殊台帳（マイクロフィルム）、オンライン記録及びB市の名簿により、申立期間はいずれも国民年金保険料の未納期間とされていることが確認でき、これらの記録に不自然な点は見当たらない。

また、i) 特殊台帳により、申立人に対し、申立期間①に係る国民年金保険料の過年度納付書を送付したことを記録したものと認められる表示が確認できること、ii) オンライン記録により、昭和62年7月6日に過年度保険料の納付書が作成されていることが確認できるところ、当該納付書は、その時点で、保険料の過年度納付が唯一可能な期間であった申立期間②を対象として作成されたものと推認できること、iii) 保険料が免除されている期間について、過年度保険料の納付書が作成されることはないことから、申立期間の保険料が免除されていたものとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料に係る免除申請手続を行ったこ

とを示す関連資料が無く、申立人は、毎年、免除申請を行っていたこと以外は記憶が定かではなく、初めて免除申請を行った契機についても記憶がないとしているなど、申立期間の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 2228 (事案 2029 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 62 年 3 月までの期間、平成 2 年 4 月から 5 年 3 月までの期間及び 9 年 4 月から 14 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月から 62 年 3 月まで  
② 平成 2 年 4 月から 5 年 3 月まで  
③ 平成 9 年 4 月から 14 年 3 月まで

前回の申立てでは、私が、昭和 58 年から平成 16 年まで A 県に在住していたことを理由として、申立期間の国民年金保険料が免除されていたものとは認められないと判断されたが、その当時、私は B 市に居住しており、その証明となるパスポートや運転免許証の写し等を今回提出する。

申立期間の国民年金保険料については、妻と一緒に免除申請書に記入し、同申請書の提出を妻に依頼していた。

申立期間について、一緒に手続をしていた妻は国民年金保険料が免除されているのに、私の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 特殊台帳 (マイクロフィルム) により、申立人の住所について、昭和 58 年 5 月 30 日付けで B 市から A 県 C 市へ変更された記録が確認できること、ii) オンライン記録により、国民年金に係る申立人の住所は、平成 16 年 4 月まで A 県 C 市で管理されていた記録が確認できること、iii) B 市において、申立人に係る国民年金被保険者名簿が昭和 58 年度以降は作成されておらず、同市では、申立期間当時、申立人を国民年金被保険者として管理していなかったと推認できることから、申立期間の国民年金保険料が免除されていたものとは考え難い上、申立人の妻は、申立期間において B 市に居住し、住所の異動も無いことから、同市において国民年金の被保険者として管理されていた申立人の妻のみ申立期間の保険料が免除されている

ことに不自然さは見当たらないこと等を理由として、当委員会の決定に基づく平成23年6月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり、申立期間当時、B市に居住していたことを示す資料としてパスポート（写し）、免許証（写し）などを提出しているが、各資料からは、それぞれの発行日当時に申立人がB市に居住していたことがうかがえるものの、申立人が申立期間の国民年金保険料に係る免除申請手続きを行い、免除が承認されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、当該資料は当委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに当委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から51年3月まで

私は、昭和49年9月に会社を退職後、すぐにA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付書で納付していたと思う。

国民年金保険料の納付時期や金額等は覚えていないが、昭和51年4月から納付済みになっていて、その前の49年10月から51年3月までが未納になっている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年9月に会社を退職後、すぐにA市B区役所で国民年金の加入手続を行ったと思うと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査により、51年11月又は同年12月頃に払い出されたものと推認でき、申立人の主張とは一致しない。

また、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出時期において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は、過年度保険料の納付書を見た記憶も当該保険料を納付した記憶もないと述べている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 4295（事案 35 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A共済組合員として掛金をB団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月 2 日から同年 11 月 24 日まで

私は、C責任者の資格を有していたことから、D連合会のE工場から働いてほしいと言われ、昭和 47 年 5 月 2 日に同工場に臨時職員として入社し、同年 11 月 24 日からF共済年金に加入した。

入社からF共済年金に加入するまでの申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと申し立てたところ、第三者委員会から認められないとの通知をもらった。

今回、D連合会が作成した在籍証明書を提出するので、年金記録等を再調査の上、申立期間について、A共済組合の組合員であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、雇用保険の加入記録からD連合会に勤務していたことは確認できるが、i) 同連合会は、昭和 34 年 1 月からF共済年金に移管され、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていること、ii) 申立人から聴取しても、厚生年金保険の加入手続及び保険料の控除等の記憶がなく、一緒に勤務していたという上司及び同僚についても、同連合会での厚生年金保険の加入記録は確認できないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 4 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「D連合会が作成した在籍証明書を提出するので、年金記録等を再調査の上、申立期間について、A共済組合の組合員であったことを認めてほしい。」と主張しているところ、同連合会は、「申立期間において掛金を申立人の給与から控除していたかは不明であったが、在籍

が確認できたので、申立人の要請により在籍証明書を作成し交付した。したがって、当該証明書は、申立人の申立期間における掛金を給与から控除していたことを証明したものである。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態は確認できるものの、F 共済年金の適用状況及び掛金の控除については確認することができない。

また、申立人が、D 連合会の E 工場と一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚 7 人（今回、新たに名前を挙げた同僚二人を含む。）、及びオンライン記録により、申立人と同時期に同連合会において A 共済組合の組合員資格を取得していることが確認でき、生存及び所在が確認できた同僚 4 人の計 11 人に照会し、8 人から回答が得られたものの、いずれの者からも、申立人が申立期間において掛金を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、前述の新たに名前を挙げた同僚二人のうち一人は、オンライン記録によると、D 連合会において健康保険及び雇用保険の被保険者資格を取得した 3 年後に、A 共済組合の組合員資格を取得していることが確認できるところ、このことについて、同人は、「私は、試用期間が 36 か月あった。F 共済年金に加入していない期間において掛金が給与から控除された記憶はない。」と供述していること、オンライン記録により、申立人同様、昭和 47 年 11 月に同共済組合の組合員資格を取得していることが確認できる同僚 10 人中 7 人（申立人を含む。）は、同連合会において雇用保険又は健康保険の被保険者資格を取得してから 4 か月から 21 か月後に、同共済組合の組合員資格を取得していることが確認できることから、同連合会では、F 共済年金については、採用と同時に一律に加入させる取扱いを行っていなかったことが推認できる。

加えて、A 共済組合から提出された組合員資格新規取得届によると、申立人の資格取得日は昭和 47 年 11 月 24 日と記載されており、同届出に不自然な訂正等の形跡はない上、この記録は、申立人が所持する同組合員手帳に記載されている就職年月日及びオンライン記録と一致している。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が A 共済組合の組合員として、申立期間に係る掛金を B 団体により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 17 日から 40 年 8 月 6 日まで  
② 昭和 57 年 9 月 14 日から 58 年 4 月 1 日まで  
③ 昭和 62 年 8 月 21 日から平成元年 11 月 1 日まで

申立期間①は、A社に勤務していたが、実際の給与額と年金記録の標準報酬月額が相違している。当時、残業手当、家族手当等の諸手当が支給されていたにもかかわらず、基本給のみで算定された標準報酬月額となっている。

申立期間②及び③は、B社（現在は、C社）に勤務していたが、実際の給与額と年金記録の標準報酬月額が相違している。

全ての申立期間について、厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等は無いが、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社は、「申立人の標準報酬月額について、当時の届出資料は無いが、申立人の基本給が確認できる職員原簿があり、これによる基本給から判断すると、申立人に係る年金機構の記録は整合性があるものとなっており、届出は正しく行われたものと思われる。」と回答している。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、上記職員原簿において確認できる申立人の基本給を基礎として算定された標準報酬月額と同額か又はそれよりも高額であることが確認できる。

さらに、被保険者名簿により、昭和 33 年 3 月 17 日に申立人と同じくA社D支店において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚の申立期間①に係る標準報酬月額は、申立人とほぼ同様に推移していることが確認できることから、申立人に係る申立期間①の標準報酬月額が、

当該同僚と比較して著しく低額であるという状況はみられない。

加えて、申立人は、A社において一緒に勤務していた同僚の名前を挙げていないことから、オンライン記録により、申立期間①当時、同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる6人に照会し、全員から回答が得られたものの、いずれの者からも申立期間①において申立人が主張する報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できる供述を得ることができなかった。

その上、A社における申立人の申立期間①に係る被保険者名簿に記載された標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、遡って訂正が行われる等の不自然な点もみられない。

- 2 申立期間②及び③について、C社は、「当時から厚生年金保険の被保険者資格取得時に係る報酬月額は、固定月例給に月割の定期券代を加算して届出しており、残業代を見込んでいない。申立人の雇用形態は嘱託であるところ、当時の人事部担当者は、嘱託の固定月例給は14万円から15万円程度であったと記憶していることから、申立人の資格取得時の標準報酬月額は、固定月例給に1か月当たりの通勤定期券代を加算した16万円程度となる。また、厚生年金保険料については、標準報酬月額に基づいて給与から控除している。」と回答している。

また、申立人は、当該事業所において一緒に勤務していた同僚の名前を挙げていないことから、オンライン記録により、申立期間②及び③当時、当該事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる15人に照会し、回答が得られた6人のうち、申立期間②当時、申立人と同じD業務を担当していたとする一人は、「基本給以外に半年ごとに支給された通勤手当等があり、このほか非固定的賃金として残業手当があった。」と回答しているところ、オンライン記録によると、当該同僚の当該事業所における申立期間②に係る標準報酬月額は、申立人とほぼ同額であることが確認できる。

なお、申立人から提供された「雇用保険支給台帳全記録照会」によると、申立人の申立期間②に係る離職時賃金日額から算出された給与月額は、標準報酬月額の記録よりも高額であることが確認できるものの、厚生年金保険料控除額については確認することができない。

さらに、当該事業所から提出された申立期間③の職員数が記録されている名簿により、申立人と同時期である昭和62年8月に当該事業所のE事業課に嘱託として入社していることが確認できる同僚3人の申立期間③に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、申立人とほぼ同様に推移していることが確認できる。

これらのことから、申立人に係る申立期間②及び③の標準報酬月額が、同職種の同僚と比較して著しく低額であるという状況はみられない。

- 3 このほか、全ての申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基

づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、全ての申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4297(事案 1549、3099 及び 4206 の再申立て)

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月27日から34年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことから、第三者委員会に年金記録訂正の申立てを3度行い、いずれも認められないとの通知を受けたが、委員会の決定には納得できない。

今回、申立期間当時の同僚一人の名前とともに、当該期間に従事したB社の工事名等を思い出したので、再度申立てをする。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社における複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は、同社に勤務していたことは推認できるが、i)社会保険事務所(当時)の記録によると、同社は、昭和35年12月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主は所在不明のため、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認することができないこと、ii)同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)から、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚6人に照会したところ、このうち4人から回答が得られたものの、いずれの者からも申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述が得られなかったこと、iii)被保険者名簿によると、申立人は33年2月27日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、34年4月1日に同資格を再取得し、同年5月30日に資格喪失したことが記録されているが、被保険者名簿の記載には訂正等の不自然さはみられないことから、既に当委員会の決定に基づく平成21年11月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、再申立てについては、申立人が新たに同僚3人の名前を挙げているも

の、このうち一人は、前回において照会済みであり、他の一人は、被保険者名簿において同姓の者が確認できたが、連絡が取れない上、残りの一人は、被保険者名簿において同姓の者が確認できないほか、申立人は当該同僚の姓のみしか記憶していないため、本人の特定ができないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成22年12月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、3回目の申立てについては、i) 申立人は、申立期間においてA社において一緒に勤務していたとして同僚4人(当初の申立てにおいて名前を挙げた同僚二人を含む。)の名前を挙げるとともに、そのうち二人は事業主が雇い、残る二人は現場責任者が雇っていたと主張しているものの、同社に係る被保険者名簿及びオンライン記録によると、当該4人と同姓の被保険者が確認できない上、申立人は、これら同僚について姓のみしか記憶しておらず個人を特定することができないことから、これらの者から申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができないこと、ii) 申立人は、申立期間当時、同社はB社が請負ったC社のD工場及びE社のF工場等の工事を下請けしており、それらの工事に従事していたと主張していることから、B社に対し当時の取引事業所名及び工事名等が分かる資料の保存状況について照会したところ、同社は、「当時の資料を保管していないので、事業所名及び工事名等は分からない。」と回答していること、iii) 申立期間当時、B社において厚生年金保険の加入記録が確認でき、生存及び所在が確認できた7人に申立人のA社における勤務状況について照会し、回答が得られた6人のうち申立人を記憶していた二人のうち一人は、「申立人が勤務していたことは記憶しているが、いつからいつまで勤務していたかは分からない。また、申立人の身分が、同社の社員であったかどうかについても分からない。」と供述しており、他の一人は、「B社が請け負っていたC社D工場の工事において人手不足となり、申立期間前の昭和32年頃にA社に依頼し、応援要員として来た申立人と短期間一緒に働いたことを記憶しているが、申立人の身分が同社の社員であったかどうかまでは承知していない。」と供述していることから、申立人の主張を裏付けるような供述を得ることができないこと、iv) 申立人は、「申立期間の加入記録が無いのは、社会保険事務所の記録管理に問題があったのが原因である。」と主張していることから、改めて、同社に係る被保険者名簿及びオンライン記録を確認したが、申立人の記録に訂正等の不自然さは見当たらないこと、v) 申立人は、口頭意見陳述において「年金事務所から、私以外にも二人の同僚がA社における厚生年金保険の記録が欠落していることを聞いているが、当該同僚も継続勤務していた。私及び同僚の年金記録はおかしい。」と主張しているが、同社の被保険者名簿によると、それに該当すると思われる同僚が二人存在することが確認できたものの、当該二人の年金記録には不自然な記録訂正等の形跡は無い上、当該二人は所在が不明であることから、

これらの者から申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることはできないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 11 月 11 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間においてA社で勤務していたとする同僚一人（当初及び3回目の申立ての際に同人に照会したが、いずれも回答が無い。）の名前を新たに挙げていることから、当該同僚に改めて照会を行ったものの回答が得られず、同人から申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

また、申立人は、申立期間において従事した6件の工事についてその工事名を思い出したとしているが、発注者であるとされる6事業所のうち4事業所が既に廃業している上、他の2事業所は、事業を継続しているものの、当時の書類が保管されていないため工事の受注者及び工事期間など具体的なことは分からない旨を回答していることから、申立人の主張を確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、今回の申立人の主張は、当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情が見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 20 日から 45 年 11 月 21 日まで  
厚生年金保険の被保険者期間について照会したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答を受けた。  
しかし、脱退手当金の請求手続を行った記憶がなく、また、受け取った記憶もないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無い上、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約 2 か月後の昭和 46 年 1 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいふことができない。

また、申立人は申立期間において勤務していた事業所を退職し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した（昭和 45 年 11 月 21 日）後、昭和 61 年 4 月 1 日まで公的年金に加入していない申立人が、申立期間に係る厚生年金保険について脱退手当金を受給することに不自然さはいふことができない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。